

資料 1

(令和 3 年 3 月 24 日第 16 回権利擁護部会資料)

障害を理由とする差別に関する相談対応事例について

- 京 都 市（別紙 1）
- 京 都 府（別紙 2）
- 京都市中部障害者地域自立支援協議会（別紙 3）

## 京都市における障害者差別に関する相談への対応状況(令和2年度)

別紙1

No	年	受 理 月	局区等	障 害 種 別	状況	相談の趣旨	対応
1	2	10	産業観光局	知的	終結	知的障害のある子の就職相談をしようと市の就職支援センターに電話をしたところ、「障害のある方はハローワークで相談してください」と言われた。障害者を差別するのはおかしい。	当該センターでは、障害の有無にかかわらず就職へのサポートを行っており、今回相談のあった方についても、相談に応じている。その上で、より専門的な対応が必要な場合には、ハローワーク等の専門的な対応が可能な窓口を紹介するなど、相談者の特性に応じて、より適切な支援につなげることもあることを説明し、対応を終了した。
2	2	8	保健福祉局	知的		総合支援学校の関係者が新型コロナウィルスに感染し、生徒が濃厚接触者となつたが、多動であることなど、障害があることを理由にPCR検査を受けられなかつた。 また、自宅待機期間中、毎日、保健所の職員と学校からランダムに電話があり、電話に出られなかつたときは「どこかに行っていたか」と尋ねられるなど、監視されているような対応をされた。	次のとおり、相談を受け付けた障害保健福祉推進室から担当課へ確認した。 〇PCR検査は、検査結果が陰性であっても感染していないという証明にはならず、2週間の健康観察期間が不要となることはない。それぞれの生徒の障害の特性を踏まえ、医師及び保健師が協議した結果、検査時の安全の確保と本人の検査後の負担を考慮し、濃厚接触者となつた生徒全員について、検査を実施しないこととしたものであり、障害を理由としたものではない。 〇保健師の対応については、不安をあおるような対応は避けるべきと心掛けている。健康観察については、基本的に学校から家庭に確認してもらうこととしていたが、気になる症状がある方等には、保健所から連絡をすることもあつた。 〇今後、同様の状況が発生した場合についても、対象者の障害の特性を踏まえ、検査の可否を検討していく。
3	2	4	子ども・若者 はぐくみ局	肢体	終結	身体障害のある子が学童クラブを1年間利用し、次のような処遇等があつたことから、当該学童クラブへ御家族から直接相談があつた。 ① 子の専属であった介助者が専属から外れたことについて保護者(相談者)に連絡がなかつた。 ② 子の遊ばせ方(他の児童とのすみ分け、ボールの使用方法等)を決めるに当たつて、保護者(相談者)に連絡がなかつた。 ③ 子に学童クラブの利用をやめてほしいかのように聞こえる発言があつた。	相談者に対し、配慮が至らなかつた点について反省・謝罪とともに、以下の点について、取組を進めていくことを伝えた。(環境の整備) ①全ての利用者の人権尊重を最優先に据え、児童館内外の研修を充実させ、職員が人権等に関わるテーマについて繰り返し考える機会を持つようにする。 ②障害のある児童だけでなく、全ての利用者とその保護者について、必要な情報をしっかりと伝え、保護者や利用者の気持ちに寄り添った児童館運営に努める。
4	2	4	教育委員会	視覚	終結	自宅のパソコンでは図書館のホームページを開くことができず、音声の読み上げ機能等を使うことができない。そのため、新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため市図書館が臨時休館していることを知ることができなかつた。 偶然、本の貸出予約の件でメールが届いたため臨時休館であることを知ることができたが、今後、視覚に障害のある人が臨時休館に関する情報を得られるようにしてほしい。	特定の利用者だけでなく、他の視覚障害者にも重要なお知らせをメール配信できないか検討し、相談者に、以下のとおり回答した。 ①市図書館のメール配信機能は、システムが一斉送信の負荷に耐え切れない。 ②そこで、府視覚障害者協会が会員向けに運用しているマーリングリストがあり、必要に応じて、市図書館からの情報も配信いただけるよう協会と連携した。 なお、その後臨時休館の延長等、数回にわたりメール配信を利用している。 市図書館独自でメールアドレス登録者に一斉送信できるシステムの構築について、環境の改善に取り組みたい。
5	2	7	人事委員会 事務局	聴覚	終結	京都市職員採用試験を受験するに当たり、聴覚に障害があるため、口述試験において手話通訳の派遣をお願いできるか。	人事委員会として手話通訳を派遣することが可能であることを回答した。 ※人事委員会では、これまでから、障害のある方からの申し出に基づき、様々な配慮(車いす使用者の席配置、視覚障害のある方への問題文の文字拡大等)を行っている。
6	2	11	区役所・支 所	視覚	終結	視覚障害のため、保護決定通知書の文字が小さく読めないため、通知書を拡大コピーしたものを作成してほしい。	以前から相談者へは保護決定通知書をA3サイズに拡大したものを作成しているが、担当ケースワーカーが変わっても同様の配慮を行うことを回答した。

## いきいき条例に基づく特定相談等の概要(令和元年度事例から抜粋)

	分野	主な障害種別	相談種別	地域	相談者	相談概要	対応等	相手方
1	労働・雇用	内部	合理的配慮	京都市	当事者	障害者枠で採用され、1ヶ月間の合宿型研修で毎日ランニングがある。相談者は内部障害があり、ペースメーカーをつけているため配慮をお願いしたいが、どうすればよいか。	相談者から研修担当者に対し、職場における合理的配慮の提供について相談されるように助言した。後日、相談者から、合理的配慮としてランニングは免除されたとの報告があった。	自治体
2	商品販売・サービス提供	聴覚	不利益取扱	京都市	当事者	ウォーターサーバーの購入をしようと思い、家電量販店で説明を聞いていたところ、店員から、身体障害者手帳を所有している方は本人単独で購入契約を行うことができないため、介護者等と一緒に来店してほしいと言われた。	事業者が、相談者の障害を理由として、家族や第三者の同席がないと購入契約ができる旨の説明をしていたことを確認した。事業者に対して障害者差別解消法及び条例の内容を説明し、そのような条件付けをすることは障害を理由とする不利益取扱いに該当することを伝えたところ、事業者から相談者に謝罪の上、今後は適切な対応をされるとの回答があった。	小売店
3	情報・コミュニケーション	視覚	合理的配慮	京都市	支援者	オリンピック聖火リレー参加の応募方法が電子申請のみとなっており、視覚障害がある人は入力ができず困っている。視覚障害者も申し込めるように、合理的配慮をお願いしたい。	オリンピック聖火リレー実行委員会の事務局に確認したところ、申込方法は全国統一のシステムによる電子申請のみとなっているが、事務局に申し出いただければ、代理入力等の個別対応が可能であるとの回答があった。	自治体

令和2年9月吉日

京都市障害者地域自立支援協議会  
権利擁護部会 座長 酒伊良行様

京都市中部障害者地域自立支援協議会  
会長 滝川 恵子  
(京都市上京区保健福祉センター 障害保健福祉課 課長)  
事務局長 宇川 征宏  
(京都市中部障害者地域生活支援センター「にじん」センター長)

### 京都市立西総合支援学校における新型コロナウイルス感染事案について

京都市中部障害者地域自立支援協議会では、7つの専門部会（医療的ケア専門部会、児童専門部会、地域課題研究会、災害支援専門部会、グループホーム専門部会、相談支援専門部会、就労支援専門部会）を立ち上げ、障害のある方を取り巻く様々な課題解決や、中部圏域でのネットワークづくりに向けて日々活動しております。

こうした中、西部圏域内で発生した新型コロナウイルス感染事案について、差別的な対応や配慮にかけるやりとりがあったと代表事業所から報告を受けた事から、権利擁護部会にご報告させて頂き、下記の点について要望致します。

[差別的な対応や配慮にかけるやりとり] ※詳細は別紙資料をご参照下さい。

- ・西総合支援学校にて新型コロナウイルス感染者が発生。濃厚接触となった生徒の中でも2名の生徒について、一人は「多動だったり等で検査が危険。まあ、検査しても100%ではないですからね」と、障害を理由として検査が拒否された。

- ・もうひとりの生徒は、自宅待機期間に保健センターと学校から、ランダムな時間に確認の電話があり、電話に出られなかった場合には「どこかに行っておられました?」と監視されているようなやりとりがあった。

#### 〔要望〕

- ・障害のない方でもPCR検査は受けられない事が実際に多い事態である事は理解しているが、「多動だったり」等、障害を理由として、差別的な発言を用いた事は、当事者はもとより、支援者にとって大変遺憾である。どのような背景があったのか等、事実関係の調査をお願いしたい。

- ・また濃厚接触者となった利用者の検査が行われない事で、支援を実施していいのか等の判断ができず、結果必要な支援を届ける事ができなかった。結果がわからないと支援に入れないといった支援背景の理解促進をお願いしたい。一方濃厚接触者は原則的にPCRの検査対象だと厚生労働省は公表しているが、その点についての京都市の見解を確認頂きたい。

- ・このコロナ禍の中、保健センターや学校も大変な緊張感の中で対応をされていることは理解しているところであるが、障害当事者のそれぞれの事情や背景がある事から、各関係機関が連携し、不安の排除に努めるべきである。Aくんのケースの場合、保健センター、学校からランダムに連絡がかかってきたという事を確認している。確認作業を行う必要性はコロナ禍の中、一定理解する所であるが、不安を高じさせる事は容易に想像できる。

- ・今回、障害があるという事を理由に検査が受けられないといった事を踏まえ、差別を生じさせないための方策や連携方法を、権利擁護部会として今後の対応としてご協議頂きたい。